

午前10時00分 開会

議長（野口哲男君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

25番（河野数則・君） それでは議第58号、いうなら市長専決処分の分でありませうけれども、プレミアム商品券の件について質疑をいたします。

現在このプレミアム商品券の販売状況はどうなっているのか、まず御答弁ください。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

6月12日現在で、3万8,800冊、3億8,800万円が販売済みでございます。

25番（河野数則・君） そうすると、6億の目標でありますので、まだ2億2,000万近くが売れ残りという状況だろうと思いますね。

そこでお尋ねしたいんですが、課長の答弁があったけれども、いろんな問題点があると思うんですね。行政主導でこのプレミアム商品券の販売が行われたのか。業者の方が——業者は会議所、商店連合会いろんなものがあると思うんですけれども、そこら辺の方々の要望でこれが行われたのか、まずこれを答えてくれませんか。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

3月19日だったと記憶してございますが、市を入れて関係6団体、商工会議所、観光協会、商店街連合会、料飲組合そして市、それからホテル・旅館組合の代表者の方にお集まりいただきまして、プレミアム商品券についての意見交換をさせていただきました。

その席上で、景気対策のためにプレミアム商品券の発行についてはぜひお願いしたいという御要望をいただきまして、市としても一緒に取り組むということにいたしましたところでございます。

25番（河野数則・君） 課長、言葉を返すようではございますけれども、それは逆じゃないんですか。受ける側は、なかなか受ける話になってなかった。行政の方から、これをやったらどうなんですかと、行政側が申し入れをしたんです。

というのが、なぜこういうことを申し上げるかということ、もう随分前の話になりますけれども、昨年12月に自民党議員団でこの話が出まして、市長は覚えていると思うんですけれども、私も4人、自民党の代表で市長に、この定額給付金についての地元の経済効果いろんなものも列記して陳情、お願いに行った経過があります。そのとき市長も快く、「これはもう自民党議員さん、当然の話です。なるべく早く職員に指示をしてやりましょう」、こういう話をいただいた。やるのかな……ずうっと経過して、3月議会に入ってもまだできてなかった。

はっきり申し上げて、19番堀本議員が、3月18日に一般質問をしたんです。そうでしょう。議会でこの問題が出る、早く何とかしないと大変なことになるぞということで、あなた方は3月19日にそういう会合を持ったんじゃないですか。課長、この会合だって行政主導でしょう。民間が申し入れをしたんじゃないでしょう。逆に、あなたの方の方に民間から陳情があった。陳情があったように、あなたたちは仕掛けただけです。そうじゃないんですか。

それともう一つは、これはもう定額給付金は出ることが決まったわけですから——随分いろいろな論議があったんでしょう。しかし、決まった後に何も論議はない。みんないただいて「ありがたいな」と、こういう話になったんですね。本当に、ありがたいと思うんですね。

それから市長、これがおくれたばかりに、4月23日に第1回目の給付をしたんでしょう。したんですね。それから1カ月以上おくれて、このプレミアム商品券が出たんです

よ。半分以上が、もらってもう使っているんですね。ということは何をいわんかということ、同時発進するべきだった。よその行政は皆そうですよ、同時発進ですね。そうすると、お金をもらった、これ使える。ただ、別府市の今のあり方からいうと、これは定額給付金の——課長よく聞いてください——定額給付金でなくてもできる。景気対策で市が単費でこの補助金を出して、逆に商店街がプレミアムを付けて売れば、この定額給付金を出さない時期にできておった。そのくらい別府市はずれたんですよ。そこら辺がどちらに原因あるにしたって……、後からまたちょっと言いますけれども。

それともう1点、この上限を付けたこと。この上限を付けたにもかかわらず、全く市長、守られてない。

それから、加盟店だってそうですよ。ここに新聞の折り込みに入っていましたけれども、課長これだけの加盟店があるね。市長、現実には、小売店がこの加盟をしなくても券は扱えるんです。そうでしょう。扱えるんです、申し込みしなくても。ある商店にプレミアム商品券を持っていく、それが、この加盟してない商店が受け取る。役所に来て登録すれば、そのままなる。だから、そこら辺の行き違いね。もう随分、行き違いになっているんですよ。ですから、いまだに各商店でも、これ締め切り期間がありました、受け付けから締め切りまでがね。「ああ、自分のところは不手際で、これに登録しなかった。使えんのかな」という相談があった。「使えますよ、登録なんかせんでいいんじゃない」。券は、預かって持って行けば、ちゃんと換金できますよということですね。だから、そこら辺が徹底してない。

それから、言うように上限は3万円ですよ。市長、こんな話があった。家族5人おったんです。わかりますか。5人が、全部ばらばらに買いに行った、仕事の関係で。本来なら、家族5人いたら1人が代表で買えるんですよ、システム上もね。そんなことも、周知徹底が全くなってない。ですから、時間をつぶして3万円買える。

それから、1人の人が全部りところを回って、三、四カ所を1人が全部買って歩く。だから、これは当然、1人が15万買った、20万買ったというのはたくさんいますけれども、これはまあ法的にどうだということはありませんから。

ですから、何回も申し上げますけれども、ただ、これをやるについてはもうちょっと時間をかけて、ちゃんと周知徹底をして間違いないようなやり方をしないと、使う人が混乱しています。いまだに混乱しています。そういう苦情は課長、何もありませんか。

商工課長（永井正之君） 問い合わせは、確かにございます。例えば加盟店登録は、これは随時受け付けておりますので、期間中随時、加盟店に登録をしております。

それから枚数についてもお問い合わせがあり、なるべく配慮できるように、家族分については1人の代表で買えるように、そういうふうには現在は取り組んでございます。

25番（河野数則・君） 市長に、お尋ねしたい。先ほど申し上げたように、自民党から申し入れをしました。それを気持ちよく受けていただいたんです。ということで、どうしてこんなに3月19日までおくれたんですか、3カ月間。行政は、持ったままだった。おかしいな、おかしいなと、行政側にも課長にも部長にも何回も申し入れをしたんです、自民党から、こんな申し入れをしていますよと。2月の時点もした。しかし、「やっています、やっています」で、全くやってなかった。3カ月間持ったままになっていた。そのところを、ちょっと教えてください。

ONSENツーリズム部長（古庄 剛君） 私の方から、御回答申し上げます。

なぜおくれたのかということですが、確かに議会等の御要望それから御指摘等がありましてスタートしたわけですが、確かに印刷、その前に実行委員会等の立ち上げ、こういうような問題がありまして発売が6月になったというような……。それから印刷、販売方法、最初にあるのが実行委員会の立ち上げですね、こういう問題に手間取

ったということでございます。

今後、こういうことにつきましては早急に対応できるように、今後の反省点として考えて対応したいと考えております。

25番(河野数則・君) 「今後」と、こんなことは何回もないですよ、「今後」なんて言ったってね。

私が言っているのは、こういうふうになりますよということで、早くちゃんとやった方がいいですよということで、自民党議員団の方から申し入れをしたんじゃないですか。あなたが言っているのは、そこからやっていたら立ち上げができておった。そうでしょう。3月19日に関係団体が集まって、どうしようかなと。第1回目でしょう。それから何回も何回も集まって、4月じゅうかかるんですよ。どこが担当して、どうするのかと、持ち分はね。会議所は最初「せん」と断っておるでしょう。そうでしょう。会議所は、「しません」と断ったんです。あなた方が、会議所が窓口でないとい悪いと言ったから、そうなただけじゃないですか。本当のことを言わないとだめ。さっきから何か、会議所や商店街から陳情があったからやったんですと。違う。会議所の河野専務というのは、断ってから入院したじゃないか。課長、違うんですか。

商工課長(永井正之君) お答えいたします。

先ほど私答弁させてもらいましたけれども、要望があったじゃなくて、意見交換会の中で、どうしましょうかということで皆さんでお話をしたんですね。その中で、「それは、もう出していただいた方がいい」と。一番の問題点は、事務費の取り扱いをどうするかという、そこが大きく問題点がありまして、例えば2月に大分市の方は、2月14日に私は情報を得たんですけれども、大分市の方はプレミアム商品券を発行しないということで方向性が出ました。その2月14日に、ちょうど大分県内の商工観光課長会議が佐伯でございまして、その席で私は、他市の状況を把握し、どうするかということを持ち帰って、当時、部長に御報告をしたところです。

ただ、どちらにしても他市は、事務費等はそれぞれの団体が負担し、相応の負担のもとにこのプレミアム商品券の発行に至ってございます。

別府市の場合どうなるかという、そこに大変に危惧がございまして、まず3月14日に関係の皆さんにお集まりいただいて御意見をいただきながら、今日まで調整をしてきたところでございます。

25番(河野数則・君) これは事が進んでいますので、余り中身に突っ込んで難しいことをいうと、またいろんな問題があると思います。

最後に課長でも部長でも、これは当初の目標どおり売れる予定ですか。

商工課長(永井正之君) お答えいたします。

現在の売れ行きが、私どもが勝手に「悪い」というふうに公表しています。ただ、全国を12日にちょっと調べさせてもらいました。全国1,045の市区町村がこれに対応しています。6億円発行というのは、全国でも上位20番目というふうに、総務省からお聞きしました。

その中で、できる限り他市の状況を調べたんですけれども、売れ行きは決して悪くないんだろうという結論に今達しています。

というのが、どういうことかという、6億円がそう簡単には売れないというのが他市の御意見でした。例えば日田でも現在、4億がまだ残っています。4月25日から発売しているんですけれども、まだ売れてないという、そういう状況がございまして。

そこで、月末まで延長させていただきました。現在のところ、きょうでもう4億円を超えたいと思います。この10日間で、月平均2,600万いってございますので、必ず売り切れるものというふうに思っております。

25番(河野数則・君) いや課長、実情はわかる。ただ、期間も延長した、それから上限も撤廃した。だから当初の計画は——いいですか——当初の計画は、1人が上限3万円ですよということで、あなた方は6億を売りますよと。その6億の根拠は何かといったら、別府市の世帯数割でやりましたということです。それはわかる。しかし、それを行政、民間でなくて行政がそういう形の中で各種団体とちゃんと話をしながら、それを設定した。売れないので、途中で上限を撤廃しました。というように、本来のやり方がおかしいんですよ、本当は。こういうものは最初からちゃんとつくって、周知をしたとおり……、ですから今、今度は市民がわからんようになっている。幾らでも買えますよということに変わってきた。そこら辺が、どうも行き違いになっているな。

それともう1点。これは業者にいつ換金できるんですか。

商工課長(永井正之君) 毎月5日締めめの25日口座振替払いとなっております。

25番(河野数則・君) これは長いんですよ、市長。なぜか、わかりますか。景気対策の地域活性化事業でありますね。まあまあ資金的に余裕のある大手なら、いいですね。今これだけ登録している小さいお店の中でね——いいですか——小さい食堂、小さい商売人さんは毎日、現金で仕入れるんです。わかりますか。仕入れは毎日、現金ですね。今までは、現金で買った人がこの券を持ってくる。毎日お金にならんわけですよ。今、仕入れにも困っている商店が、たくさんあります。これ何とかしてくださいということですね。締め切りから、お金を支払う期間が長過ぎる。別府市から補助金が、ちゃんと出ているんでしょう。持ってきたら、すぐできないんですか。何でそんなに時間をかけないと換金ができないのか。お金が出てなければ別ですよ。1万の券を売って、お金は入っているんでしょう。プレミアム商品券のこの分だって別府市から、事務費を除いて6,000万円出しておるわけでしょう。それが、なぜ換金ができないんですか。

商工課長(永井正之君) お答えいたします。

この換金方法につきましては、実行委員会の中また事務レベルで大変議論をしてきました。一つの考え方に小切手方式、常に両替ができる換金ができる小切手方式が一番ベターじゃないかということで調整をしていたんですが、小切手の場合は一桁間違えると大変なことになる、ミスをチャックできないということで、この口座振替方式、口座振替であれば二重チェックができますので、そういうことでこの方式ということで、今回取り組ませていただきました。

25番(河野数則・君) それを聞いているんじゃない。業者からそういう受け取った券をちゃんと持ち込みがあれば直ちにすぐできるのに、どうしてできないんですかと言っておる。システム上できないんですかと言っておる。

商工課長(永井正之君) 直ちに持ち込みという御質問ですかね。

25番(河野数則・君) 業者が県をお客さんからいただく、その券をお金に替えるのに20日以上かかるわけでしょう。そうでしょう。今言った、5日締め切りで25日というから、20日間かかるわけだ。そうしたら小さい零細業者は20日間——いいですか——毎日毎日、自分がお金を——全部じゃありませんよ、ありません——しかし毎日現金で仕入れをするわけですよ。20日間は運転資金が回らんごとなる。それをしとあげないと、小さい業者の活性化はないではないですかと言っておる。経済効果は上がらんじゃないですか。どこか、よそでお金を借りてこないかん、仕入れのお金を。ですから、A商店が、例えばここに100枚たまった、100枚持ってきました。その人の確認をとるために明日でも次の日でも、どうして取り組みできないんですとお尋ねしておる。なぜ20日間かけなければだめなんですかと言っておる。

商工課長(永井正之君) 持ち込みの方は、商工会議所事務局の方でしていただいております。その中で今、臨時職員4名を雇用し対応していきまして、時間的な猶予が欲しいとい

う最終的な事務レベルの話の中でそうなったものでございまして、利用者の方には大変ご不便をかける部分があります。例えば6日に来たときが翌日の5日まで持ち込めない、また入金が25日までということで、約50日間は資金が動かないというのがございます。そういう問題点も含めて、実行委員会の方と協議をさせていただきたいと思います。よろしく、お願いいたします。

25番(河野数則・君) どうも課長、かみ合わん。あなたの言い分はわかるのだ。しかし、小さい業者が——市長いいですか——困るような……困っている現実。業者も困っている。そういうことで、経済の活性化でこの券を出したんでしょ、別府市で使ってくださいと。その別府市で使うのに、今あなたの言うのでは最高50日かかる。そうでしょう。50日間全部じゃなくても、では資金繰りはだれがしてあげるんですかと聞いておる。できなければ、よそから借りてこなればいかんじゃないですか。それでは、経済の活性化なんて何もなりませんよ。そこら辺は、何とか改善はできないんですか。まだまだ先は時間があるのでね。そんな苦情や指摘は、何もないですか。

商工課長(永井正之君) 商工会議所事務局の方には、そのような苦情がきているということの確認をいたしてございます。

事務の方を市の方でやらないものですから、再度、商工会議所事務局、実行委員会の事務局と事務レベルで折衝させていただきたいと思います。

25番(河野数則・君) それともう1点。券の販売期限を少し延ばしました。これを使用期間、これを少し延ばす必要があるんじゃないかなと思いますよ。これを延ばさないと、私はこれは6億売れないと思う。というのは市長、何を意味するかということ、大体7月、8月になると、夏物というのは半額ぐらいになるんですよ。半額から3分の1になるんですね。そうすると、8月を過ぎないとその物は半額になりませんから、夏物が。そうすると、物が大分動くことになるね。そうすると、今の時期のちょうど終わりごろにこの券が終わるんですよ。ですから、できれば10月ごろまでこれを延ばせないのかなと。ただ、券に使用期間の印刷をしていますので……。しかし、これはどうにでもなると思うんですよ。これは、こういうふうに印刷していますけれども、10月いっぱい使えますよというようなものを出せばいいだけで。

それと課長、もう1点。もし、これを使わないときは、どうなりますか。

商工課長(永井正之君) お答えいたします。

まず、使わないときは無効となります。

その後も答弁させていただきます。

延長なんですけれども、これは二つの理由があって期間を短縮しました。半年間であれば財務局に届け出る必要がございませんので、大体一般的にプレミアム商品券は4カ月から6カ月ぐらいの地区が多いようでございます。

今回、私どもが3カ月としたのは、二つの大きな理由がございまして、一つに短期間に経済効果を出したいというのが1点。それから2点目に、事務費につきまして別府市が負担をいたしておりますので、少しでもその税金部分、事務費部分を軽減したい、この2点から半年間を、当初案であった半年間を3カ月の使用ということで決定し、現在動いています。

ただ、この売れ行き状況から見たときに、来週末には売り切れるんじゃないかと思っ

ているんですが、実質2カ月ちょっとの使用期間でございますので、再度、実行委員会事務局等と協議をさせていただきたい、延長につきましては協議をさせていただきたいと考えてございます。

25番(河野数則君) 予算については市長専決処分でもう済んでいますので、これはやっぱり反対するわけにはいきません。

そういうことで、これはしょっちゅうあることではありませんけれども、やはり行政と関係団体がよっぽどうまくかみ合わない、こういう問題は非常に難しいと思うんですよ。ですから、今後やっぱりこういうことがあれば、やっぱり早い時期から、もうちょっとちゃんとした形の中で関係団体と話をすることが必要だと思います。

まず、それは何が大事かという、やっぱり私に言わせると――副市長――行政の指導力だと思いますよ。行政の指導力を問われる、今みたいなやり方をしたら。ですから、業者がどう言うんじゃないかと、別府市がこれだけの補助金を出すということを決めたのなら、やっぱりもうちょっと業者に無理も言う、そして業者の方も、やっぱり事務費だって負担せないけませんよ。あなたが言うように、行政が事務費の負担せないかんから、いかんからと。そんなことばかりするから、歯車がかみ合わんようになる。どこのまちづくりでも市長、そうじゃないですか。関連の業者がやる気があって、ものをやります。行政がどうしてくれるんですか、これが本来の商店街のまちづくりのあり方なんですよ。今の別府を見ていると、行政が何かしてくれますか、してくれたらやりますよというやり方になっている。これは反対です。

私たち議員団で、佐世保に何回も行きました。佐世保のあの通りの組合長は、すごいことを言いますよ、どんな大型店が来ても負けんのじゃと。やり方が違う。それぐらいのやる気がやっぱり民間にないと、行政が幾ら言ったってこれは話はつかんと思いますよね。

ですから最後に申し上げておきますが、やっぱり市長、結果的には行政の指導力が問われることになると思います、このおくれたこともね。ということは、何でそう裏返しを言うかという、私がさっき言いましたように、わかっているから自民党から申し入れをした。そのときにすぐ対応しておけば、こんなことにはならん。おくれはなかっただね。

そういうことで、この問題についてはこれで終わります。あと五、六人いるようですので、議運の委員長から午前中に終われと言われておりますので、これで質問を終わらせていただきます。

19番（堀本博行君） それでは、若干気になる点を質疑させていただきたいと思いません。

質疑の担当課を、商工課それから学校教育課、保険年金課、この3課の課長さんに準備をお願いしたい、このように思っております。

最初に、一般会計の補正予算14ページ、消費者啓発に要する経費の予算が上がっておりますが、この件について簡単に御説明願いたいと思います。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

まず、14ページの下部分でございます。消費者啓発に要する経費の追加額について御説明させていただきます。

国の昨年度の2次補正で、地方消費者行政活性化交付金制度が制定されました。これは国の交付金を財源に県において基金を創設して、市町村の消費者行政の活性化を図ることが目的となっております。

ただ新規事業、これまでの事業のバージョンアップ部分にしか県は補助しません、通常の消費者行政については補助できませんよということで、別府市としてこの交付金をうまく活用したいということで検討し、消費相談のうち特に多重債務相談の対応をより充実させ、相談者にとって気軽に相談でき、さらに頼りになる消費者行政の窓口強化に取り組むことといたしました。

予算内容としては、担当職員のレベルアップのための研修旅費、啓発・広報のためのリーフレットの印刷・配送費、また新たに設置する多重債務の相談窓口にかかる委託料、合計で追加額として83万4,000円をお願いしております。

19番（堀本博行君） それでは、これまでの相談窓口の受け付け状況、対応状況、こ

れを教えてください。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

契約トラブルなど消費者の御相談というのは、過去で見ますと18年度が236件、19年度は254件、20年度は現在まで199件となっております。このうち多重債務相談は、18年が42件、19年が33件、それから20年が34件となっております。

ただ、多重債務相談というのは、市役所に来ての相談はなかなかしにくいものではないかなというふうに思っております。弁護士会等に聞きますと、やはり数多くの相談が弁護士会の方にもいっておりますので、この市役所に来ている昨年度の34件、これも氷山の一角ではないかなというふうに私どもは考えております。

19番（堀本博行君） おっしゃるとおり、氷山の一角であることは間違いありません。多くの方々がこの問題で苦しんでおるのは御案内のとおりでございますけれども、今回新設をする具体的な窓口の内容を御説明ください。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

市役所での無料相談窓口を月2回、開設させていただきます。相談を受けるのは、大分県の弁護士会に委託をしたいと考えております。専門の弁護士さんの対応をお願いすることとして、できたら予約制で1日当たりどれくらいになるかわからないんですが、弁護士会の方は1日午後3時間程度ということをお聞きしていますので、1時間であれば3人、30分で相談が終われば6人。どの程度が妥当なのかというのは、今後予算の議決をいただいて弁護士会さんとよく協議をし、1日当たりの予約人数を検討したい、そういうふうに考えております。相談者には、一切の負担はかかりません。

19番（堀本博行君） ありがとうございます。

過ぐる議会のときに、この問題については自治体が多重債務の市民に対する専門職員まで設置をして対応しているところを紹介しながら、何とかならんのかというふうな形で要望してまいりましたけれども、月2回というふうな形でありますけれども、一步前進したなというふうに評価をさせていただいております。

先ほど言っておりました人数のことについても、弁護士の方に相談に行くと大体30分5,000円というふうなこともあるようでありますので、できるだけ、例えば3時間であれば6人というふうな形で対応できると思いますから、ぜひそういうふうな方向でお願いしたいと思います。

私も、よくこの多重債務のことで相談を受けるんでありますけれども、実際に「法テラス」に行ったりとか、具体的なやりとりをさせていただきましたけれども、特にいわゆる過払い金の返還制度といいますか、過払い金が戻ってきますよという、こういうふうな法律の改正になってからは自己破産がすごくやりにくいといいますか、この過払い金の計算といいますか、これが非常に難しい計算方法で、それまではちょっとしっかりした人であれば自分で書いて提出ができていたような状態もあったわけでありまして、ここに来てその過払い金の計算というのが、弁護士とか司法書士とかこの辺の方々によく御指導いただかないと費難しいというふうなこともありますので、ぜひ弁護士の方々についての対応をしっかりとお願ひしたいと思います。この多重債務の問題については、その場で1回聞けばわかるという問題ではありません。その後のフォロー体制というのは、どういうふうに考えていますか。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

多重債務の相談窓口を開設するのが初めてなものですから、後フォローというのがどうなるかというのが、ちょっと読めない部分がございます。

今後は、弁護士会さんと十分協議をして、お一人お一人が解決する方向を見出せるようにフォローを考えていきたいというふうに思っております。

19番(堀本博行君) しっかりとした体制を、お願いしたいと思います。

今、大分の「法テラス」なんかに行っても、後々の体制までしっかりとフォローしてくれているようです。そういった意味では、本当にありがたいなと思っています。しっかり弁護士会の先生方とお話をさせていただいて、しっかりとした、これから前向きに進めていただきたい、このことをお願いして次の質問に移りたいと思います。

次に、学校教育課の17ページの、キャリア教育推進事業についての説明をお願いしたいと思います。

学校教育課長(寺岡悌二君) お答えいたします。

この事業は1年間の県の委託事業であり、働こうとする意欲や関心を失ったり、人とのコミュニケーションがとれず人間関係がつかれないなど、社会問題化している若年無業者やフリーターの問題、あるいはみずから学ぼうとする意欲が不足している児童・生徒等の課題について、産業界と連携を図ったキャリア教育を推進することにより、社会人として必要とされる基礎的な力の向上を目指した事業でございます。

19番(堀本博行君) この予算そのものが、具体的に学校現場で実施されるわけでありませうけれども、具体的にどういうふうなことが実施されるのか。そして、私もよく申し上げますが先生、指導教師に対する教育委員会としての指導といいますか、これはどうなっておりますか。

学校教育課長(寺岡悌二君) お答えいたします。

小学校では近くの官公庁や、あるいは地域の方々の田畑をお借りしまして農業体験をしたり、あるいは消防署や水道局などの公的機関を訪問したりなどして、その道一筋に働いている人々の仕事の様子や、苦勞したり工夫しているそういうお話をお聞きしております。

中学校では、高校の先生あるいは卒業していった先輩たちによる体験談を聞いたり、伝統工芸などのさまざまな仕事に打ち込んでいる方々の生き方に触れたりする、あるいは地域の産業界の外部の方を授業で講師に招いたりして、そういうような授業も計画しているところでございます。

教育委員会としましては、将来を担っていく子どもたちがこれからの社会の中で生きて働いていくためには、勤勞観や職業観を育てることは重要であると考えております。校長会等を通じてこの授業をさらに大事にし、今後もこのような授業の成果を参考にしながら、今後の教育に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

19番(堀本博行君) 素晴らしい趣旨だと思うんです。以前にも、今から10年ほど前ですか、私もPTAの関係を6年ほどずっとやっておりました。そのときに、いわゆる項目としては違うんですけれども、生き方フォーラムというのをやっておりました。これも当初は、これを立ち上げた当初は、いわゆるこれも私はその議会で、1期生のころだったんですけれども、子どもたちの職業の選択肢の幅を広げるというふうな意味で、生き方フォーラムという形で、地元の、例えば警察官だとか消防署とか、今先生がおっしゃったようなそういうような形で当初やっておりました。ところが、これがずうっと何回も何回も——今回は単年度みたいですが——こういうふうな形で継続してぜひやっていただきたいということと、これを学校現場でいくと、常にやっぱりこのことについてはチェック、それから指導というものをきっちりやっていると、学校現場は、何回も言いますけれども「こなす」という形になってしまう。私が中学校のPTAの会長をやっていたときに、同じ生き方フォーラム——あれも3年か4年続いたのかな——その中で、1回やったときに私も見に行ったんです。そうしたときに体育館に子ども達が集められて、その中で演題で登山のことのお話をしていたように、話の内容ははっきり覚えておりませんが、一生懸命しゃべっていました。子どもたちは全部、下を向いています。後ろに、ずうっと保護者の方も来ていました、いずに座って。保護者の人はどうしていたかという、寝て

いました、こうして。こういう現実なんです。そして先生は何と言うかということ、起きなさい、顔を上げなさいと、こう言う。要するに、子どもたちやっぱりためになるような話、いい話という話であれば、子どもたちはその顔を見て目を輝かせて一生懸命に聞くんです。そういうふうな形で子どもたちの、このキャリア教育の手引きというふうな形のものも読ませていただきましたけれども、趣旨までしてやろうとしていることはすばらしいでありますけれども、現実には学校現場に下りたときにどうなっているのかということをはっきりとチェックをしていかないと、いわゆる「こなす」、「こなした」、予算をこなしたというふうな形で終わってしまうんじゃないかというふうに心配をしている一人でありますので、ぜひそういうふうな方向でお願いしてこの項を終わりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次に参ります。保険年金課の課長さんにちょっと……。出産育児一時金の拡大の問題で、事件議案に出ておりますけれども議第55号、これについて簡単に説明をお願いします。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

今回の条例の改正内容でございますが、妊産婦の経済的な負担を軽減し、安心して出産できるようにするために、緊急の少子化対策としてという位置づけで、平成21年10月1日から平成23年3月までの1年半の暫定措置でございますが、出産育児一時金の金額を現在の35万から39万に改定しようとするものでございます。

19番（堀本博行君） 39万というのは、産科医療制度の3万円の分を乗せて42万というふうな形なんでしょうけれども、先般の新聞にも、都道府県別で出産費用の高い順番で報道が出ておりましたけれども、東京都が51万5,000円、一番低いのが熊本県の34万6,000円、全国平均が42万4,000円、大分県全体として37万9,000円とありますが、別府市はどの程度でしょうか。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

別府市の分娩にかかる費用というのは、詳細な統計はとっておりませんが、大体受け付けでの処理を見る限り、38万から40万ぐらいということでございます。

19番（堀本博行君） ここ数年の別府市の出産数を見ても、若干横ばいで推移しているようではありますが、現実的にこの出産育児一時金のこの項目そのものというのは非常に細かくて、また市町村別でかなり違うというのがあります。一概に14回無料というふうな形なんではありますが、市町村別でかなり項目を削ったりとか、ふやすところは余りないんですけれども、削って、その14回の中でいけば、必ず項目にない項目も若干でもその場その場でその都度支払っていくという、こういうふうな項目によっては、いわゆる別府市が指定している項目以外の検査をすれば、当然自己負担がかかってくるわけですから、その辺のことも含めて遺漏のないように。

それともう一つ、今回10月から、これから1年半というふうな、予算措置は一応そうなっておりますけれども、それ以後のことについてはどういうふうに……。国から何かきていますか。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

23年4月以降の出産育児一時金のことにつきましては、国の方から通知がきております。それによりますと、妊産婦の経済負担の軽減を図るための給付のあり方、それから費用負担のあり方について引き続き検討を行うと。その検討結果に基づきまして所要の措置を講ずるというふうになっております。

19番（堀本博行君） 国の段階では、それを1年半で打ち切るというわけにはいかないというふうなことで、与党合意もできているようであります。しっかりと、これから継続を恐らくされると思ひますけれども、できるだけ別府市としても子どもを目立てやすい

環境で、しっかりと確立していただきたい、このことをお願いしたいと思います。

最後に、先ほど商工課関係の商品券の話がありました、私の名前も出ておりましたけれども。当初、6億という金額を聞いて「おっ」と若干引いた部分もあったんですけども、思いきって金額を打ち出したなというふうな思いがありました。それから、今も先輩議員がやり取りをさせていただいて、先ほどの課長は座っておりませんが、何とか売れるような方向で確信しておりますというふうな力強いことを聞いて安心しておるわけでありまして、この対応については、できるだけ柔軟に対応していただきたいということが1点であります。

それともう一つ、例えば県外、市外からの、これをちょっとやり取りのときに提案させてもらったんですけども、市外の方々にも売ったらどうかというふうな気もするわけです。市外の方に売っても、買うのは別府市でしか消化できないわけでありまして、この点も含めて、これも検討課題の一つにさせていただきたい。

もう一つ、別府市の情報を見るのに、ホームページをよく開きます。全国、今は特に情報発信といえば、もうホームページです。ホームページの中に今回の改正、これは日にちを延ばすとか3万円を撤廃するとか、こういう情報がいまだに、きのうの夜の段階でもありません。このホームページというのは、皆さんすぐ何かあれば新聞より速いです、今はもう。私なんか夜ホームページで、パソコンには余り詳しくないんですが、このホームページを見て翌朝の新聞を見たら、もうほとんどその情報が載っているという、こういうぐらいにパソコンの情報はずごく速いです。情報通信課かどこか担当しているんでしょうけれども、この辺もしっかり打ち合わせしながら、ホームページというのをしっかり充実していただきたい、このことを通じてね。そして早期の完売を心からお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

14番(平野文活君) 私は、土木課と商工課について、議案質疑をさせていただきます。

まず、土木課の道路維持に要する経費1億円の増額について、これの内容について聞きたいと思います。

道路河川課長(糸永好弘君) お答えいたします。

道路河川課では今回、緊急経済対策として1億円を本議会に提案させていただいております。その内容といたしましては、地元自治会からの要望があった側溝や舗装改修、また降雨時に冠水する箇所側溝改修を予定しております。

側溝改修の延長といたしましては約2,000メートル、舗装改修の延長といたしましては1,800メートル、面積としては約4,800平米を予定しております。

14番(平野文活君) 3月の議会で、道路維持費が去年の1億8,000万円ぐらいから1億4,000万円――5,000万円近くですかね――マイナス4,000万円近くも削減された、これはなぜか、今の不景気のときにふやすべきじゃないかということ強く要望させていただきました。その際、このバブル崩壊の前の不景気のときには井上前市長が4億円に維持費をふやしたということも挙げまして、ぜひ削減しないで、6月には補正予算を組むべきだということ提案させていただきました。

それで、当時の企画部長や松丸副市長から「検討する」という答弁をいただいたわけで、早速今回、補正予算で思いきって1億円の増額という予算が組まれたということについては、率直に評価をし、また感謝も申し上げたいと思います。

この財源は何でしょうか。

政策推進課長(浜口善友君) お答えいたします。

この財源につきましては、公共事業費基金を充てております。

14番(平野文活君) 基金の取り崩しということでございますね。この点でも私は、

前の議会で国の昨年度の第2次補正で地域活性化生活対策臨時交付金というのが別府市に2億円きた、これがどういうふうに使われるかなと注目しておったら、国有地を買ったと。これでは景気対策にならんじゃないかということ指摘をさせていただきました。もともと、この国有地は基金を崩して買う予定だったんだから、いうなら財源を振り替えたわけで、その浮いたお金で補正予算を組むべきだ、こういう提案をされたわけです。

今回、先ほど議論になったプレミアム商品券、また今回の道路維持費、合わせて1億7,900万ですかね、これだけの基金を取り崩して補正予算を組んだということでございますので、それは一定の経済効果が出るだろう、そういう点でも、この基金の取り崩しという点でも評価はさせていただきたいと思います。

せっかくそうやってやるわけですから、先ほど2,000メートルとか1,800メートルとか4,800平米とかいうような数字が上がりましたが、これが1億円の事業の規模ということになるんですかね。当初予算の1億4,000万と合わせて2億4,000万の道路維持費ということになるんですが、当初予算の1億4,000万の使い方と今回のこの1億円の使い方というのは、また使い方が違うんですか。どういうことになるんですかね。

道路河川課長（糸永好弘君） お答えいたします。

先ほど説明いたしました側溝の延長それと舗装改修の延長につきましては、今回の1億円の事業として説明した延長でございます。

また、当初予算の1億4,000万については、これからまたいろんな自治会なり要望等が出てくると思いますので、それに対して対応したいと思います。

14番（平野文活君） そうすると、すでに今日までいろんな地域から要望が上がっているものに即こたえるということで、今回の1億がある。その後、引き続きいろんな要望が上がってくるから、当初予算の1億4,000万はそれで対応する、こういう考えでいいんでしょうかね。

そうしますと、せっかくそういう対応をしたわけですから、この1億円が本当に困っている、仕事がない業者に広く行き渡るかどうかということところが非常に問題じゃないか、少数の業者に偏るということになっては趣旨が生きないと思うので、今までいろいろ聞いてみると、C級とかD級とかになかなか仕事が回らないとか、あるいはそういう指名登録もしていないような零細業者には仕事が回らないとか、そういったことがあるというふうに聞いておるんですが、そういう日ごろ仕事が回らないような業者こそ、こうした臨時の予算ですから、仕事が回るようにしてほしいなというように思いますが、その点は何か配慮がありますか。

道路河川課長（糸永好弘君） お答えいたします。

今回の1億円につきましては、側溝改修につきまして建設業者、有資格者登録している土木、一般土木のDクラス、工事費が800万円までなんですけれども、そして舗装改修につきましては舗装のBクラス、工事費100万から400万の業者を対象として考えております。

14番（平野文活君） ぜひ、そういった零細な業者に仕事が回るようにしてほしいと思います。

今まで私ども共産党議員団として、いわゆる小規模事業者登録制度という提案あるいは住宅リフォーム助成制度などという提案を、これまで何度もさせていただいてまいりました。小規模事業者登録制度は、大分県内でも宇佐や中津ではもうすでに実行されておまして、130万未満の契約というのは入札によらないで随意契約でできる、こういうのがあるわけなんですけれども、全国約30万以下の小規模、少額工事といいますか、こういうところに限定して、いわゆる零細業者登録をする、その登録が指名登録をしてない業者も受

け付ける、こういうやり方で零細な業者に仕事が回るような制度をつくっているところがあります。こういうのを、この機会に別府市でも検討していただきたい。あるいは住宅リフォームの助成制度も、地元業者に頼んで仕事をしてもらおうと、10万なりあるいは15万なり上限があるんですが、市が助成する、そうすると助成額の10倍、20倍という経済効果が生まれるというような、これまた全国的に大きな成果が実証されております。こういう点はぜひ、再度検討していただきたいというふうに思いますが、きょうは議案質疑でありますから要望にとどめておきたいと思えます。

続いて、消費者啓発に要する経費の多重債務相談業務委託料について。先ほど19番議員が質疑を行いましたので、大方の内容は把握ができました。

私がこの問題でお願いしたいと思えますのは、先ほど堀本議員も言われたが、いわゆるフォローアップの体制といいますが、この援助者、これはぜひ検討していただきたいと思うんです。

私も随分、この種の相談事に乗ってまいりました。そういう体験から言いますと、こういう多重債務に陥っている方というのは多くの場合、生活費とかその他医者代とか子どもの何とかとか、いろんなことで借金をするんですが、最初は20万とか10万とかそういう程度の借金をして、それはその目的のためにつかわれるんですね。ところが後は、高い金利を払うのに、その支払いに追われて、借金を払うためにまた借金する、こういう形でサラ金地獄に陥っているわけですね。そういう状態がもう5年も10年も続いておる、こう言う人が多いんですよ。

したがって、今回こういう制度ができて、市役所が救済の手を差し延べてくれるんだということがわかれば、これは本当に喜ばれると思えます。

それで、その援助者がどうしても必要だと思うのは、私の経験でいいますと、例えば先ほど堀本議員が言われたような過払い請求をする、金利ばかりどんどん払っているから、法定金利で計算し直すと払い過ぎている場合多いんですね。ですから、その過払い請求をする。そのためには、サラ金会社に行って、10年前からとか始まったときからの借金とこの支払いの履歴を全部取らないと再計算ができないんですね。本人は、そのようなものは持っていませんから、領収書とか。そういうサラ金会社に行って、そういう資料を要求する、なかなか本人がしきらないんですね。もう何人も一緒に行きましたけれどもね。援助者がおれば、サラ金会社もずっと出すんですね、今はもう。そういう問題とか、あるいは破産の手続きをするにも、いろんな書類のつくり方など、さまざま結構手間暇がかかります。こういうことを自分ではなかなかできない人が、サラ金地獄に陥っているという事例が非常に多いんです。

したがって、弁護士さんが30分なり1時間なりいろんな助言をする、そのいただいた助言を実行に移して、最後まで解決する、これが難しいわけですね。ですから、その助言を実行する上での援助者、これはぜひ、どういう形になるかわかりませんが、ぜひ配置してほしい。そうすると、この窓口業務が非常に生きるというふうに思えますので、再度お願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

私自身が仕事が多重債務で、だれかフォローアップしていただきたいなという気持ちがありますので、よくわかります。

堀本議員にもお答えしましたけれども、始めてやっています。今、弁護士会の方の御意見をお聞きしています。その中に当然多重債務の専門の弁護士さんもいらっしゃいますから、弁護士さんのご意見を聞きながら、必ずフォローアップ体制は、これはつくっていかなくてはいけないというふうに私自身は思っていますので、またいろいろ御指導をいただけるよう、よろしくお願いたします。

14番（平野文活君） 兵庫県の尼崎市でこの制度をつくって、随分成果をあげています。その尼崎のいろんな報告書を読んでみますと、市の側がこの制度をつくった動機というのですか、これは市民の救済というのが第1でありますけれども、ある意味ではその結果、市税の滞納の整理につながっているわけですよ。こういうサラ金地獄に陥っている人というのは、必ず税金の滞納をしています。特に国保税などなんですよ。ですから、その整理をして何とか生活ができるようになりますと、そういう滞納をしなくて済むという形で随分市の方も増収につながっているという実績が上がっておりますので、ぜひそういうところまでいくような成果を上げていただきたいということをお願いいたしまして、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

7番（長野恭紘君） 私も、市長専決処分のべっぴんプレミアム商品券についての議案質疑をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど議場に上がってくる前に、会派の部屋で大きな声で意見交換会をさせていただきましたので、多重債務の課長には申しわけありませんけれども、厳しい指摘になるというふうに思います。

河野先輩議員の方から意見が出ましたが、基本的に私もその意見に賛成というか、そのとおりではないかなというふうに思っております。と申しますのも、先ほど3月19日に関係6団体と意見交換をしたということで、それが一番初め、スタートだったというふうに思いますが、先ほども意見が出ましたけれども、最初は準備委員会でしたが、それからこの実行委員会ができた。この過程の中でやっぱり主導していった行政なのですね。私も皆さん方から意見を聞きました。基本的には皆さん、こう言われるんですよ。「やっぱり行政がお金を出す。プレミアムも含めて、事務費も含めて6億8,000万円から9,000万円のお金が出るということで、我々は行政から言われたことを基本的には忠実に守ってきたつもりだ」、こういうふうに皆さんはおっしゃるのですね。だから私は、この後で順を追っていろいろな質疑をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、やっぱり行政の責任というのは、私は重いと思います。さっき、6万冊、6億6,000万円分のプレミアム商品券が、先ほど課長が自信満々に、全国の上位20位に入るといようなことをおっしゃいました。ですけれども、それはそれで結果として20位に入るだけで、その検証というのは、やっぱりこの事業をスタートする前にやらなければいけないことだと思うのですよ。なぜかという、やっぱりそれには事務費というのがかかっている、その事務費、もしくは印刷費というものを、例えば関係6団体が負担をするのであればいいんです。ただ、事務費に関しても行政がお金を全部出しているわけですよ。ということは、仮に6万冊ではなくて半分の3万冊でよかったということになれば、この印刷費がかなり、何十万、何百万単位で浮くわけでしょう。だから、「少なかったです、すみません」ということだけでは、やっぱり済まされない。これは税金ですからね。だから、私が軽口にそういうことを言うのは、どうなのかな、「ちょっと量が多過ぎました、すみません」というのだけでは、私は済まされない部分もあるのではないかなというふうに思いながら質疑を進めさせていただきたいというふうに思っております。

自己負担の問題も先ほど出ました。今回は行政が全部負担をするということなのですから、よく、今回の販売不振の原因として、商売人を、私は言い方が適切ではないのかもしれませんが、やっぱりうまく本気にしきれなかった。売る側ですよ、売る側をやっぱりうまく使いこなしきれなかったというような側面が私はあったのではないかなという気がしてなりません。自己責任、当然商売人の方は、自分たちのいわゆる経営努力をする上で、自分たちが努力をしていく中でそれをしっかりやっていかなければいけない。そのもうけで自分たちは生きていけるのだと言われたら、私はそのとおりだろうというふうに思うのです。だけれども、こういう商売人の方々の今の平均年収を課長、ご存じですかね。

300万を切っているのですよね、300万切っているのです。今、別府市の市民の平均所得190万ちょっとですね、190万8,000円ぐらいだったと思いますが、商売人の方々は300万円切っています。

では、市役所の職員の方々、平均年齢41歳、42歳ぐらいだと思いますけれども、630万円前後ですね。このことを考えても、やはり「自己責任」と言う前に、役所はこの言葉を遣ってはいけないのですよ。役所は、当然自己責任だけれども、例えば担当である商工課がしっかりと、では、こういう手を打っていきましょう、こういう商品を開発していきましょう。現場に出て行って汗をかいて、一緒にやっぱりそれをやっていくという努力が私は必要ではないかなというふうに思うのです。

だから、今回売れなかった理由の中に、商店連合会を初めとする商工会議室もそうだけれども、売れなかった原因の中にそういった理由が当然入ると思いますけれども、行政はその部分でも責任があるということをお考えになっていただきながら、この質問をしていきますので、御答弁をいただきたいと思います。

そもそもこのプレミアム商品券についてですが、私はもうやらないのだろうというふうに思っていました。それは、今ごろになって私はなぜやるのかなというふうなことも思っていましたし、さっき先輩議員からも、ちょっと取り組みが遅いというふうなことも出ました。大分市もこういうプレミアム商品券、公金を支出してのプレミアム商品券事業というのはやってないのですよね。このやっていない状況というのが、なぜなのかなというふうに思ってちょっと調査をしたのですが、なぜ大分市はこのプレミアム商品券をやってないというふうな認識を担当課としてはお持ちになっていますか。

商工課長（永井正之君） 答弁をする前に、先ほど控室では大変失礼をいたしました。それでは、答弁をさせていただきます。

まず、大分市が発行していない理由ですが、これは2月14日の、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、観光商工担当課長会議の席上で大分市の担当者の方からお聞きした話で、直接市長の方には尋ねておりませんが、大分市長いわく、「大分市の中心街だけに集中するのではないか。これはいかがなものか。合併をしているので、野津原とか佐賀関の方にはこれはほとんど落ちないのではないか」というのが大きな理由。それと「大型店が大分市は今96店舗、もうすぐ100店舗近くあります。そういうところにほとんど集中してしまうのではないか」というのが、担当課長からお聞きした意見でございました。

7番（長野恭紘君） そのとおりだと思うのですよね。大型店が多いのですよね。ものすごく大型店が多いという中で、別府市も似たような状況なのですね、実は。もっと言えば、大分市よりも市民1人当たりの売り場面積は、別府市民の方が広いのです。ということはどういうことかということ、事態は大分市よりももっと深刻だということなのですね。もっと言えば、大型商業施設の飽和状態というのが、この別府市の状況であります。私も最新の調査をしておりますけれども、以前、イズミの進出のときに調べた状況の中では、全国のワースト20位ぐらいに入っていました。それから中山別荘の跡でありますとか、トライアルもできましたし、いろいろな大型商業施設と呼ばれるものが、別府市の中であれから4店舗、5店舗ふえております。おそらく最新の調査をした場合には、ワースト10に入るような状況、大型商業施設の飽和状態というような状況があるのではないかなというふうに思って、私は創世会会派として市長に陳情・要望書を提出したということなのですが、四つ、市長、私は要望書で提案をさせていただきました。

一つ目が、商品券の中身ですが、中小企業者への景気対策、支援対策であるということ、この位置づけを別府市として明確にしてほしいということを申し上げました。規約ですかね、実行委員会の規約の中にも「中小企業支援のため」。二つ大きな柱があって、一

つは中小企業の支援のため、一つは地域経済の活性化のため。この二つが大きな柱だったと思いますが、その一つの柱、中小企業の支援というものをきちっと担保してほしいということで、その別府市としての支援を明確にしてほしいということ要望しましたけれども、結果としてはそういうふうになっておりません。というのも、先ほど言いましたように、別府市で仮に、まだ結果は出ていませんけれども、今、プレミアム商品券を売っています。大分市の場合は、大型商業施設のためだけの支援策になる可能性があるから大分市はやらない。そのかわり商店街独自で、たしかやりましたですね。ガレリアですか、ちょっと正確には申し上げられず、ちょっと申しわけないのですけれども、たしか商店街独自でプレミアム商品券を自分たちがそのプレミアム部分を負担してやるということでやられました。

ですから、別府市の場合は、今回そういう提案がなかったので、であれば、私は要望書の2番目で、使用のいわゆる区分をつけてくださいということをお願いしました。というのも、大型店と地元企業とのいわゆる使える割合を少なくとも50%・50%、プレミアム分で1万1,000円であれば、5,500円・5,500円で分けて、最高でも大型店で使える分は5,500円までということをしなないと、うたわれている中小企業支援策にはなりませんよということをお願いしました。私が調べたデータによりますと、そのまま規制をかけずに、そのままですよ、プレミアム商品券を出した場合に、約68%から70%が大型の商業施設に売り上げを取られてしまうという結果が出ております。68%と申しますと、1万1,000円がプレミアム分がつくとしたら7,480円。7,480円が大型店に、もうその時点で取られてしまうということになるわけなのです。だから大型店の除外ができないのであれば、例えばその68%もしくは70%のうちから18%、もしくは20%の部分を地元ください、これを行政がちゃんとやるべきだ。でないと、地元の中小企業の支援策にはなりませんよ、こういう要望を出したのです。ですけれども、残念ながら今回はこの要望が取り入れられませんでしたので、これから結果が出ますね。8月31日まで使用期限があって、その先にきちっと検証を私もさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、そういうことができなかったのは非常に残念だと感じているところでございます。

それから、当初から危惧されておりました、先ほど河野議員からもお話がありましたけれども、売り場が少ないのですよ、やっぱり。売るところが少ないのです。売り場所というのが、この市役所それから商工会議所、それから3出張所ですね。ここでしか売れないということがどういうことかという、例えば車を持っている人はいいのですよ。車に乗って行けばそれで済むのですけれども、例えば、では一番プレミアム、その1,000円、1万円分買ったときには1万1,000円プレミアムがつくというその付加価値の部分の恩恵をこうむってもらいたい人たちがどういう人たちかということ、やっぱりこれは検証しなければいけなかったのではないかと——まだ間に合いますけれどもね——と思うのです。タクシーに乗ったりバスに乗ってわざわざ市役所まで、3出張所まで、会議所までそのプレミアム商品券を高齢者の方が買いに来るか。それはできませんよ。1万1,000円分を買うために、1,000円分を犠牲にしてまで来たら、もう本末転倒、何のことかわけがわからなくなりますから、それは僕はできないと思うのです。だから、やはり売る場所もきちっとこの実行委員会の中に、例えば商店連合会が入っているわけですから、商店連合会から具体的な提案も私は出ていると思うのです。たとえばやよいの中で売りましようとか、亀川の中、どこかのたとえば商店街の通り会それぞれの事務所で売りましようとか、そういう提案というのが私はあったというふうに聞いています。だけれども、その意見というのが通らなかったというのが、私はどうしても納得ができません。この責任については、また後ほど伺いをしたいというふうには思っておりますけれども、今後、

まだ時間もありますし、これから先のこともありますので、これから売り場所をどこか若干ふやしていこうというようなお考えが、担当課としてはございますか。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

今、議員さんの御発言の中に、商店街が売りたい、売ってもいいというのは、ごく最近話があったものでございます。実行委員会、当初にはそういうお話はございませんでした。

そこで、私どもは、このお金の扱いと金券、商品券の扱い、この扱いについて商工会議所事務局と協議をさせていただきながら、しっかりした……、毎日管理をしています。幾ら売れた、現金が幾ら、そういうふうに1冊の間違ひもないように販売したいという考えから、今回の30日、31日の前売りは市役所、商工会議所、それと3出張所で取り扱いました。6月1日からは市役所の商工課と商工会議所で販売をしております。本当言うと、私どもの通常の仕事に今大変障害が出てございます。職員7人で休みを取らずに、代休も取らずに今販売しております。できれば販売個所は本当はふやしてほしいのですけれども、その件につきましても実行委員会の事務局と協議をさせていただきたいと思っております。

7番（長野恭紘君） 今、課長がおっしゃいましたけれども、私がいわゆる商店街の事務局等で販売してもいいよということ聞いたのは、実行委員会が立ち上がってすぐです。課長は首をかしげていらっしゃいますけれども、私もきょうの朝から課長と一番話がかみ合わないのは、こういったところなのですよね。時期の問題とか、何でそういうことを、では私に黙っていたのですかとか、では、そちらの問題できちっとなぜ部長とちゃんと意思の疎通がそこでできないのですかと——これは後でちょっと言いますけれども——そういうことなのです。だから私は、当初からそれを聞いていました。実行委員会の中で正式に出たか出ないかという、非公式の中で出たか出ないか、私はわかりませんけれども、ただ私はそういう話、提案をしましたという意見を聞いています。だから、くびをかしげてもそれはしょうがないのです。言った、言わないになるのでしょうかないのですけれども、私は一番は、今、代休も取らずにというような話もおっしゃいましたけれども、それはやっぱりそういうものだと思いますよ。やっぱり民間企業はもっと大変ですよ、代休なんて民間企業にはないですから。この一定期間だけ代休を取らずに不眠不休で働くというぐらいの覚悟がないと、私は民間企業に対して失礼だと思いますよ。それは大変御苦労をされているのだと思います。服務規程なんかもあるのだと思いますけれども、それは民間企業の方々を助けるためだと思って課長はやっていただかないと、不眠不休でやっているのです、いい覚悟だと思いますけれども、今の期間だけです。この1か月、2か月の間だけではないですか。それは不眠不休でやっていただきたいというふうに、僕は思っています。

それから、資金繰りの話も出ました。たとえば6日にお金を入れた場合は翌25日、最大約50日間も自分のところに、手元にお金が来ないという状況があるわけですね。私の知り合いの中型スーパーと言っていいかもしれませんが、私の知り合いの経営者は、今1日10万円分のプレミアム商品券でのお買い物があるということをおっしゃっていました。ということは、1日10万円で50日間お金が入らないということになると500万円ですよ。500万円のお金が資金繰りとして回せない。そこはある程度余裕がある。余裕があるといっても、やはり半月先、例えば25日なり30日分ぐらいのいわゆる資金がないと、買い付ける金がない。だから50日間もお金をためられたらたまったものではないと、さっき議員も言われていましたけれども、プレミアム商品券を使うためにお金を借りなければいけないというような状況が発生するのですよ。実際、商工会議所がマルケーでも使って有利な条件でお金を貸してくれたらいいけれども、それもできないというようなことを言って嘆いていました、正直。だからそういったことも、これも当初から危惧されたことなのです。手数料の問題があるので、例えば5日後とか10日後とは言いませんけれど

も、例えば月中、月末、月中というのは月の中ですね、月末、それプラス月の真ん中、15日、それから30日というぐらいでお支払いをしてくれないと、やっぱり中小零細企業は、そんな裕福な資金繰りでやっているわけではないですから、プレミアム商品券を使うためにお金を借りるというようなこの状況が私は発生してはならんというふうに思っています。これについても改善の余地があるのかなというふうに私は思いますけれども、先ほど御答弁をいただきましたので、この点重複しますので避けますが、私の知り合いも私に電話をかけてきたときに、「商工会議所にも苦情を言いました」と。さっき、「役所には苦情はなかった」とおっしゃいましたけれども、「役所にも苦情を言った」ということを言っておりました。これも言った、言わないになるので、もう結構です。「役所にも苦情を言いました」ということをおっしゃっていました。

一番の責任問題とは言いませんけれども、やはり15日までに売り切るといったものを期間延長する、それから3万円の上限枠も撤廃するというふうなことを言っていましたけれども、要はこの実行委員会の中身が、私は先ほど行政主導で全部やってきましたねと言ってきましたね、言ったのですけれども、今回のこの期間の販売の延長と上限枠の3万円の撤廃については、どこでそういう話が出たのでしょうか。

ONSENツーリズム部長（古庄 剛君） お答えをさせていただきます。

このいわゆる販売期間の延長、それから上限を撤廃するというのがどこで出たかという御質問でございますが、これにつきましては、5月30日、31日に、前売りとして土曜日、日曜日に売らせていただきました。その中で我々が予想していたよりも売り上げといいますか、販売が下回ったような経緯がありまして、その後、月曜日、1日から売る中でその割に伸びなかったというようなことがあった関係から、早急にこれは上限の撤廃、それから延長とかというようなこともマスコミ、特にテレビや新聞等で延長等について検討して、市民に周知しなければならないというような考え方の中で、偶然ちょうどそういうことを検討していたときに会議所の会頭さんが見えた関係、会議所の会頭さんは、プレミアム商品券の実行委員会の会長でございますが、会長さんが見えた関係から、これは実行委員会を早急に開くとまがないというようなことも考えられるし、それとこの延長と撤廃というのが、いわゆる消費の拡大というような観点から、これについて実行委員会の中で異論が出ることはなかろうという観点の中で、実行委員長の方に提案をさせていただきました。その中で実行委員長が「よかろう」ということで、そこで決断をいたしまして、事務局の方にその提案をさせていただいて、全委員にその販売期間の延長、それから上限につきましては、その中で、会議所とのやり取りの中で、「すぐ取っ払うというのはいかがなものか」というようなところがありまして、最初、期間の延長だけについて私は了解したというふうに伺っております。

7番（長野恭紘君） 部長、私は「どちらからこの提案をされたのですか」というふうに申し上げたのですが、明確に、どちらからこの話が出たかということだけ教えてください。

ONSENツーリズム部長（古庄 剛君） 端的にお答えいたします。

私の方から、実行委員長の方に御提案させていただきました。

7番（長野恭紘君） 別府市から言ったのですよね、販売延長は。だからそこでさっき永井課長とちょっと……、「認識の違い」というふうに課長は言われましたけれども、私は、商工会議所の会頭にも確認しました。どうも私が課長と以前にこの打ち合わせをするときに、会議所からこの電話があったのですよ、会議所からこういう提案があったと、いわゆる実行委員会の会長である商工会議所会頭からこういう提案があったのですよというふうに私は認識していました。ただ、よくよく話を聞くと、役所から提案を、提案というか、もう事後報告ですよ、事後報告。こういうふうになりたいと思いますけれども、いいですか

という事後報告があったというふうに聞いています。だから私が何で、提案はどちらが先だったかということにこだわるかというと、すべてこの実行委員会というものが、実行委員会が全部話し合いをしてきたというのではなくて、全部役所がやっぱり責任もって最初からやってきたわけですね。だから私は、そこは隠す必要はないと思うのですよ。そこをたとえ会派代表者会議でも私も言いました。自民党議員団の代表の議員も言いました。だから何で売れないのか、何で早く、こんなにもたもたしておるのかというような意見が出ました。だから、私はその意見が出たので、ああ、これはちょっと急いで売らないといかんというような意見が、多分庁内でも出たのだらうというふうに思います。だからこんなふうな状況になったのかなというふうに思っているのですよね。だから永井課長は、会議所からそういう提案があった。実を言うと、部長の方からそういう提案をしていたという、そういう何かちぐはぐなことがあると、何か責任転嫁をしようとしているような感じにとられてしょうがないのですよね。

商工会議所の担当の方は、こう言っていましたよ。それを会議所の会頭から言われて「えっ」と思ったと。何でそんな話急に急になるのかな。販売期間の延長だとか、例えば3万円の上限枠の撤廃という話は、その話は担当者としては聞いていない。だから、何で急にそんな話になったのかなとって、永井課長に電話をかけた。永井課長は、「ああ、どうもそういう話になったようですね」とその時点では、永井課長はもう知っていたわけですね、その後に私と打ち合わせをしているのですから。だから私は、そういう話は一切部長から聞いてなかった、知らなかったとさっき言っていましたけれども、それは認められませんよ。だから、そこはもうやっぱりこんな重要な決定を、実行委員会を開いて決定するという正規のルートも、正規のちゃんとしたそういう手順も踏まずに、プロセスを経ずに役所が会頭に、実行委員長に電話をして、「これでいきたいと思います。あと、では時間がないのでみんなに言うておいてくださいと。実行委員会ってこんな軽いものではないと思うのですよ。（発言する物り）だから私が言いたいのは、ちゃんと、それならば部長と課長がちゃんところら辺で打ち合わせをして、僕もこの議案質疑をつくるのに2日も3日もかかっているわけですよ。だから、私は課長の話聞きながらこの議案質疑をつくりました。だから、その部分が崩れてくるのですよ。だから、ちゃんとその部分は、時間もあるわけですから、精査をちゃんとしていただきたいというふうに私は思っています。

それから、例えば仮にですが……

議長（野口哲男君） 質問の途中ですが、7番議員、よろしいでしょうか。きょうは議案質疑でございますので、その分についてお願いします。

7番（長野恭紘君） はい、わかりました。

例えば、では3万円の上限枠を撤廃いたしますね。そうした場合に、これも仮の話になりますけれども、例えば500万の車、もっと言えば550万円の車を買いたい人がいますと、その人がプレミアム商品券で500万円分だけ買えば、50万円はいわゆるプレミアムについてくるわけですね。上限枠を撤廃するということは、こういうことにもならないのですかね。これは別府市として、私がさっき言ったみたいに、より多くの方々にこのプレミアムの1,000円の部分の恩恵を受けてもらいたいという大前提がある以上、3万円の上限を撤廃したとしても、例えば550万円の車を買うために500万円プレミアム商品券を買いに来ました、これでいいのですかと言われたときに、行政としてどういうふうな対応を考えているのでしょうか。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

まず、先ほどの発言の中で議員さんのおっしゃった「6月15日までに売り切る」ということは、一切言うておりません。「売り切りたい」というふうにずっと言い続けてござ

いました。

まず、その3万円の撤廃、上限の撤廃です。当然議員さん御指摘のように500万、例えば1,000万という話も来るのではないかと想定をしています。そういう中では、やっぱりその使用目的また内容等について、購入者ご本人とお話をした上で販売をしたいというふうに考えております。上限をとった以上、場合によっては販売せざるを得ないだろうと思っています。そういうふうに考えてございます。

7番(長野恭紘君) ということは、例えば100万、200万、300万というような方が来た場合には、もう売らざるを得ないということになるわけですね。一番は何かとこの前提として売り切らなければならないということから、やはりこの上限枠の撤廃、3万の撤廃ということになったわけですね。だけれども、やっぱり一番最初の、さっきから何度も言いますけれども、多くの人の、多くの一般市民、別府市民の方々にその恩恵を受けてもらうという大前提が壊れるということは、私は、この行政にも実行委員会にも責任はあるのではないかなというふうに思いますよ。これは金持ちのための政策になりかねないというふうに私は思うのです。お金がない人は1万円、2万円しか買えませんよ。ただ、お金を持っている人は、もっとその恩恵を受けられるというような政策を、私は今回認めざるを得ない、完売しなければいけませんから、そういうことをしなければならぬというのは、非常に残念な気がいたしております。

あと、もう一つ言えば、例えばこれも仮の話ですが、普通、実行委員会の規約を見ますと、どこの実行委員会も、例えば商売人が100万円買ってそのまま銀行に持っていた場合110万円、つまり10万円分のいわゆるもうけが出るわけですね。これについてやってはならないという一文が入っているのですけれども、別府市の場合には入っていないわけですよ。だから、そういうことが本当に起こらなければいいのですけれども、もし仮に起こった場合は、これはやっぱりちょっと問題が起こるのではないかなというふうに思っています。その点についてはどうですか。

商工課長(永井正之君) お答えをさせていただきます。

他市では、そういう条件を入れているところと入れてないところがあります。小さな都市では、商売人の皆さんの顔がわかりますので、そういうことはないのだろうと思いますが、10万都市になりますと、やはりそういう問題は起こります。そこで、そういう問題がすでに起こっている都市からもお話を聞いてございますが、それも要するに経済対策、中小企業対策という大きなくくりの中で考えるしかないということで、私も実行委員会の中でそういう意見を言った記憶がございます。

7番(長野恭紘君) 課長、今のは問題発言ではないですか。そういうことも認めるといふふうに実行委員会ではなっているのですか。

商工課長(永井正之君) お答えいたします。

「認める」ではなくて、防ぎようがないということでございます。

7番(長野恭紘君) 防ぎようがないから、実行委員会の規約の中でその一筆を入れなければいけないのですよ。だから、それもせずに、それも経済対策の一環だからどうぞやってくださいとは言わないけれども、やっても仕方ないということはこの議場で課長が言うのは、ちょっと僕は問題だと思いますよ。だから、今の発言に関しては、ちょっと僕はいかがかなというふうに思うのですけれども、その意見がそういう不正をしても仕方がないというようなことを、行政が実行委員会の中に入って——公金が入っているのですよ、これ。公金が入っているのですよ。——それもいたし方ないというのは、僕はちょっといただけないなというふうに思いますけれども、まあ、いいです。それはそれで、ではもう、そう言われるのであれば、もうそれは仕方ありません。

この問題は、これだけで終わらないだろうというふうに私は思っています。このプレミ

ラム商品券の換金がすべて終わった時点で、大型店といわゆる地元小売店との割合をぜひデータとしてお示しいただきたいということ、これを要望として1点。それから、年末に向けて、先ほどデータの開示をお願いしましたが、このデータ上、大型店のみといわゆる施策となったというような判断をされた場合は、できれば年末に向けて地元企業の対策としてのプレミアム商品券というものを考えてもいいのではないかなというふうに私は思っていますが、今後そういうことをやられるおつもりはございますか。

ONSENツーリズム部長（古庄 剛君） お答えいたします。

今後、プレミアム商品券、中小の小売店を対象としたような、勘案できるようなプレミアム商品券の発行ということでございますが、この件につきましては、今回のプレミアム商品券の利用状況等を検証していく中で今後十分協議していきたいというふうに考えております。

11番（猿渡久子君） 一般会計補正予算の14ページに、商店街活性化に要する経費が上がっておりますリノベーション物件管理運営委託料として2,832万1,000円上がっていますが、まずこれについて説明をしてください。その中で「リノベーション」という言葉、ちょっと聞きなれないので、そのことも言葉についても含めて若干説明していただくとありがたいと思います。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

商店街活性化に要する経費の追加額についてでございます。まず、予算の内容について御説明をさせていただきます。

昨年度より取り組んでございます中心市街地活性化事業のうち、社会実験をしています空き店舗を活用したリノベーション物件の今後の有効的な活用を含めた管理運営を目指して、ふるさと雇用再生特別交付金事業を活用して新規の雇用とまちづくりの、新規の雇用の創出を生かしてまちづくりに貢献できないか、また人材を育成したい、そういう観点から委託料として2,832万1,000円を計上いたしております。これは全額県の補助金として入るものでございます。

また、ご質問の「リノベーション」でございます。直訳すると、「改修」とかになるのですが、一般的には一つの建物をその本体は残しながら、リニューアルして新たな機能をそこに持たせる、そういうのを一般的に「リノベーション」というふうに言っているようでございます。

11番（猿渡久子君） 単なる改修ではなくて、違う目的に使うこともあるということだと思っておりますけれども、今、空き店舗を活用したさまざまな取り組みが行われていますそのプラットフォームが八つできていますけれども、その空き店舗を活用した事業で、これまでどのような効果があったと考えているのか、まずその点から答弁してください。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

今、「プラットフォーム」という言葉が出ましたけれども、現在、7カ所の8施設を「プラットフォーム」と名付けて空き店舗を改修いたしてございます。いろんな目的で変えてございますので、今その実証を踏まえながら、今年度末までにはこの方向性を出していくのでございますが、現時点の効果としては、商店街で社会実験の途中でございますけれども、プラットフォームを行き来する若者がふえた、またプラットフォームの中には3世代交流サロンや福祉の相談場所もございまして、多くのにぎわいがそこに生まれているというふうに私どもは考えてございます。

11番（猿渡久子君） 私もこのプラットフォームと呼ばれる空き店舗を、則ペーしょんした店舗にいろいろな機会に足を運んでいますけれども、ボランティアの若い学生さんや若い方たちがたくさん集まってきたり、ダンスなんかも商店街で行われたり、やはり商店街の雰囲気明るくなって変わってきているというのは感じています。「若い人のやるこ

とは、ちょっとよくわからんな」というふうな声もお聞きしますが、何かおもしろいことをやっているな、何かおもしろいな、何やっているのだろうというふうな感じでのぞいていくというような雰囲気が出ていて、いい方向に向かっているのではないかと私は思っています。

この事業の対象となっているプラットホームの中に、今度、アートのまちづくりの一環として「現代アートフェスティバル」が行われましたけれども、そのときの作品が残っていますね。きのうまで行われてきたわけですが、プラットホームの4と5にその海外の芸術家の方の作品が残っています。それを今後どのように生かしていこうと考えているのか。やはりこれは非常に、私なんかは現代アートはよくわからないのですけれども、大変価値のあるものだということにお聞きしていますので、生かしていかないといいないと思うのです。その点どのように考えていますか。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

11番議員さんには、いろんなイベント、また中心街での集りにお越しをいただいて、本当にありがとうございます。

御指摘のとおりプラットホーム4と5、これは西法寺通りの長屋に100年物の建物を改修して、今、プラットホームとして利用しています。その中に2点ほど作品が残っています。この作品をどうするかということも含めて、この作品をどうするかというのは、フェスティバルの実行委員会の中で今後最終的に総括され、議論されるものだというふうに考えてございますが、そういうものも活用できないかというのを視野に入れて、今回のこのふるさと雇用再生特別交付金、これを利用して人材を雇って、そこで活用方法も一緒にやりたいという思いがございます。

11番（猿渡久子君） せっかく若い人たちがいろんなところから集まってきてまちづくりにかかわってきている、そういう姿がありますので、その方たちの中からやはり今後引き続き別府のまちづくりに貢献してくださる人材を育てていくというのは大事なことだと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

このアーティストの作品について、やはり保存できるものは保存し、活用していくということが大事だと思いますが、その点について市長のお考えはいかがでしょうか。

ONSENツーリズム部長（古庄 剛君） お答えいたします。

現代アートフェスティバルに出品した作品を買い取りをするかどうか、そういうことについて保存方法を検討したらどうかという御提案でございますが、この件につきましては、当然作家の方の所属しているギャラリー等の契約等の問題があるかと思っておりますので、今すぐに保存するか買い取りますかというようなことはお答えできませんので、御理解いただきたいと思います。

11番（猿渡久子君） 今、部長の答弁だと難しい面もあるかと思うのですが、やはりそれを保存していくとなると、市長としての今後のまちづくりに生かしていきたいという意気込み、意欲というのが大事になると思うのです。市長のその辺のお考えはいかがですか。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

私もこの現代アートフェスティバル、何度もその地域に出かけて触れ合って、感動いたしました。そういう意味でこのアートが、別府からこの文化が世界に向けて発信できる状況というのは十分に把握をいたしましたので、作品については、昨日も私は実際に見た作品、これはぜひ残してくださいということもお願いをいたしました。そういう気持ちでこれからのすべての作品につきましても、できればこのまま別府の財産として残していただきたいという思いは持っております。

11番（猿渡久子君） 混浴温泉世界のシンポジウムの中でも、ぜひ保存して、今後生かしていくべきではないかという意見がたしか出ていたと思っております。ぜひ、そういう方向で努力をしていただきたいと思います。

では、次の項目の質問、教育委員会関係。17ページに上がっています学校教育課関係の予算について質問したいと思います。

教育活動活性化に要する経費の中で、産学連携キャリア教育推進事業については、先ほど説明がありましたが、あわせて上がっています小1プロブレム対策推進事業補助金、これは10万上がっていますが、この事業について説明してください。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えいたします。

この事業は、2年間の県の委託事業であります。小学校に入学したばかりの1年生が、授業中にじっと座っておられない、話が聞けない状態が続いたりするなどの問題を解消するために、保育所、幼稚園、小学校が連携し、子ども理解や指導方法を統一することで落ちついた学校生活を送ることができることを目指した授業であります。

具体的には、上人小学校を中心に関連する幼稚園、保育所や行政の関係部署が、連携体制を組んで幼児・児童・生徒等の段差を滑らかにし、小1プロブレムの発生を抑えるとともに、就学前後の不安を解消していく取り組みを行っていくこととしております。

11番（猿渡久子君） もう一つ、その下に上がっております教育調査研究に要する経費、問題を抱える子ども等の自立支援事業、これについても説明してください。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

この事業は県の委託事業であり、いじめ、不登校の未然防止及び特別な支援を要する児童・生徒への校内支援体制の充実を図る事業でございます。具体的には、専門知識を有する支援員を学校へ派遣し、別室登校や適応指導教室に通う生徒の指導に当たったり、専門機関との連携を図りながら指導方法の改善や学校復帰への協議をし、児童・生徒の支援を行っております。

11番（猿渡久子君） 今説明された支援員、専門的な支援員さんを配置するということなので、何人配置するのか。それと、不登校の児童・生徒あるいは別室登校の児童・生徒さん、20年度で何人いるのか、その生徒数・児童数を教えてください。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

支援員の数は、2名でございます。

平成20年度の別府市における不登校児童・生徒数は、各学校からの報告によりますと、小学校16名、中学校121名の合計137名でございます。別室登校の児童・生徒数は、小学校6名、中学校32名、合計38名でございます。

11番（猿渡久子君） 今、不登校の児童・生徒数が、小中学校合わせて137名、別室登校の児童・生徒が38名いるということですね。それに対して2名の支援員さんということなので、2名ではなかなか大変だと思うのです。足りないと思います。こういう問題に関して、私は今までも充実を繰り返し求めてきました。たとえばいきいきプランの先生なども配置をされていますけれども、19年度は16人、それが20年度には23人にふえて、21年度、今年度からは時間数がふえるということになったんですけれども、そういういきいきプランの先生やスクールサポーターの先生も専門家の方が3名いると聞いています。そういう事業を併せながら、やはり不登校や別室登校、あるいは障がいを持った子どもさんや、いろいろな形で一生懸命取り組んでいると思うのです。しかしながら、やはりこの事業も今後やっぱり国や県に対して継続や予算の増額も求めていただきたいし、継続してもらわなければならない大事な事業だと思います。また、その前に説明いただいた産学連携キャリア教育推進事業、小1プロブレム対策推進事業、これも非常に大事だと思うのです。

私は、青山中学校で物づくり講座をずっとやっています。そういうのも見てきましたけれども、非常に成果が上がっていると思うのです。産学連携キャリア教育、そういういろんな専門的なところにも生徒さんが行って体験をさせてもらったりするということなので、この物づくり講座、青山中学校の取り組みの中で、例えば進路にもつながっているのです。木工の物づくり講座に参加をして、その経験から宮大工になりたいということで、その専門の高校に進

んで、さらにもっと専門的に勉強したいということで、その道でさらに進学したという生徒さんも知っています。かなり専門的に、本当にお師匠さんと呼ばれるような方やプロフェッショナルの方の指導をいただいて、ほとんどボランティアですよ、ボランティアで来ていただいているわけですが、やはりこういう産学連携キャリア教育、こういう取り組みにも、これは単年度だという、1年限りという説明があったのですけれども、継続してもらいたいと思いますし、小1プロブレムも10万という予算なのですけれども、これも2年度の事業という説明だったのですが、やはり継続、増額ということが大事だと思いますので、ぜひその点、国や県に働きかけをしていただきたいと思いますので、どうでしょうか。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

議員さん御指摘のように、子どもの置かれている実態を考えますと、このような事業を活用しながら、別府市の子どもたちが安心して学び合える学校づくりが必要であると考えております。教育委員会としましても、事業の継続等を県にお願いしてまいりたいと考えております。

11番（猿渡久子君） 私たち日本共産党としても、やはり国や県に向けてそのような働きかけを頑張っていきたいと思っております。以上で質疑を終わります。

議長（野口哲男君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は明日定刻から開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時53分 散会